

N P O 法人あいけあ i.care 事故防止及び対応指針（要約版）

1. 基本指針

- 利用者の安心・安全を最優先に、事故防止と再発防止に取り組む。
- 万一事故発生時は速やかに対応し、生活の質の維持・向上を図る。

2. 事故の定義

- 事故：事業所内外で利用者の生命・身体に実害がある／恐れがある事例。
- 主な対象：死亡、骨折・怪我、誤嚥、食中毒、感染症、所在不明、職員不祥事、誤薬など。
- ヒヤリハット：被害がなかったが事故に至る可能性があった事例。

3. 事故防止の基本事項

- 職員：危機意識・確認徹底・記録の正確性・健康管理・チームワークを重視。
- 施設：日常的な安全点検、異常時は速やかに報告・使用中止。

4. 体制

- 情報収集・分析・職員周知・体制改善を継続。
- 管理者：事故対応・再発防止の責任。
- サービス管理責任者：管理者補佐・代行。
- 研修：採用時および年 1 回実施。
- 機器・車両：正しい操作・教育・点検を徹底。

5. 事故発生時の対応

- 利用者の安全確保・緊急処置 → 医療機関搬送や 119 通報。
- 管理者・家族への迅速な報告。
- 必要に応じ職員が搬送同行。受診しない場合も家族へ報告・観察依頼。
- 記録：発生状況・処置内容を時系列で記録し、事故報告書を作成。
- 医療情報・今後の処置等を家族に共有。
- 重大事故は速やかに川崎市へ報告。
- 損害発生時は保険により補償。